

平成 25 年 4 月 1 日  
高森町教育委員会

## 「高森町子どもいじめ防止条例」へのご意見及び回答（公開用）

- ご意見募集の期間：平成 25 年 2 月 20 日(水)～3 月 15 日(金)
- ご意見の受付件数：13 件

〔はじめに〕

「高森町子どもいじめ防止条例」につきまして、町民の皆様からご意見を募集しましたところ、多くの皆様が子どもたちの健全育成関心を寄せ、多くのご意見をいただきました。

意見募集を行なった当初町では早期にこの条例を制定し、町民の皆様の関心を高め、広報をはじめとする啓発活動から、町の姿勢を浸透していくことを考えていましたが、「条例制定に向けて町が示す原案を元に、町民の皆様にご検討いただく機会が必要」とのご意見を多々いただきましたので、3 月議会への上程を見送り、町民の皆様からご意見を伺う機会を設け更に検討することとしました。

教育委員会では特に関係の深い、保護者・教職員・児童生徒に対しきちんと説明することが必要と考え、3 月 28 日に中学校新生徒会に対して条例の趣旨説明を行い、4 月生徒総会で意見交換会を行なえるよう依頼をし、4 月 2・3・4 日の 3 日間で 3 校の教職員の先生方との懇談会を行ないます。3 校の保護者に対しましては、4 月から 5 月にかけて行なわれる PTA 総会の折に懇談の時間を設けていただくよう、3 校の PTA 役員に対して依頼をしました。

その他、3 月 14 日には、町の民生委員会の皆様と懇談会を行っています。

町民の皆様への条例案の周知としましては、条例の解説等を「広報たかもり 4 月号」に掲載をしています。又、4 月 1 日に行なわれる区長会において条例案をご説明し、必要に応じて地区説明会や、団体等への説明も行うよう調整してまいります。

今後も、いただきましたご意見等につきましては真摯に受け止め、必要であれば原案の修正を行いより良い条例に作り上げていきたいと考えています。

尚、ここで掲載している回答につきましては、あくまでも公開できる範囲のものであり、個々の案件等でいただいたご意見等については個別に対応させていただいています。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

〔ご意見のまとめ〕

子どものいじめ防止に対し町がいじめは許さないと言う姿勢を明確にし、子どもを育てる各々の立場での役割や、深刻ないじめに対して専門的な立場からご意見をいただくという手法につきましては、概ね了解が得られたと感じました。

一方で、説明不足とのご意見に対しましては上記記載のとおりです。

この条例で「町」の表現が不明瞭でありましたが、町とは執行機関の町長と教育委員会双方を指します。この事については、条例内の用語の定義の中で明確にするよう進めています。

町では条例の制定により、「いじめ」の件に対して、他の市等で制定している条例のように学校現場へ町が関与していくと言うものではありません。「いじめ」の対応や相談窓口の中心はあくまでも子どもや保護者に一番近い学校の教職員が行なうべきで、町や教育委員会は教職員を支援していく立場ですのでご理解をお願いいたします。

この条例制定をきっかけに、子どもの人権等について町民みんなで考え、更に先の条例等（子どもの権利に関する条例）に迎えればと考えています

以下、いただきました個々のご意見に対し町の見解を掲載しています。

〔ご意見・回答の見方〕

- ご意見・回答は受付No.順に記載しています。
- 回答の要否欄の丸印については、ご意見を投稿いただいた方が、町からの回答を求めている場合に●になっています。
- 個別に回答を求められていない場合も (◎)、町の見解や回答は掲載しています。
- 町からの回答は四角い枠内に、**ゴシック体**で掲載しています。

〔この件に関するお問合せ〕

高森町教育委員会 担当：事務局長 壬生 照玄（ミブ ショウゲン）

電話：0265-35-8211

FAX：0265-35-2973

E-Mail：kyoiku@town.takamori.nagano.jp

# 受付№1 回答の要否(要・否)

## 項目1 議案に対する前提について

格差社会と言われる、今の時代を反映した大人社会の仕組みの中で、子どもたちを取り巻く世界だけが、健全ではありえない。

社会のそうしたゆがみが、様々な形で教育現場でも噴出される。それは、教師の不祥事であったり、体罰であったり、子ども達の中のいじめであったりと。

町がこの時期に「高森町いじめ防止条例」を提起されたのは、たとえそうした状況の中であっても、高森の子どもたちには、安心して楽しい学びの場を保証して、すべての子どもが心豊かに育ってほしいという強い願いからのことと思ひ、そのことに敬意を表します。

しかし今回の条例案を拝見させていただき限り、その意図が作成の過程も含めて、充分伝わってこないものと思ひ、即賛成とは言いかねます。

### (3) 理由

#### ① 当事者の意見の反映

前文で「社会全体で整えていく」とありますが、当事者である、こどもの意見、保護者、学校、町民の意見が十分に反映される、機会と時間が保証された結果の提案だとは思えない。

何故なら、このパブリックコメントが20日にHPに公表され、10日間で締め切られるということ一つ取り上げても「一時が万事」と推測されても仕方がないと思う。

#### ② 十分に時間をかけて

子どもは地域の宝であり、未来の社会の担い手であるからこそ、管理の視点ではなく、子どもの多様な可能性を、町全体でどのように花開かせるかという思ひの伝わる条例になることを期待します。

よろしくお願ひいたします。

いただきましたご意見を尊重し、意見募集の期間を3月15日まで延長し、3月議会への議案の上程を見送ることとしました。

今後は教育委員会を中心に、特に関係の深い学校職員やPTA、生徒の皆さんとの意見交換会を開催し、ご意見を伺いながら6月議会への上程に向けて検討してまいります。

## 受付№2 回答の要否(要・否)

### 項目1 条例(案)全般について

条例(案)の前文にあるように「深刻化するいじめの問題に対し『小原ヶ丘憲法』に託した生徒の想いを町民全体で共有し、『いじめは絶対に許さない』という基本姿勢を是としつつ、それ故に以下懸念される点や要望事項について述べます。

(1) 「いじめ」のとらえ方が曖昧で混乱を起こすおそれがある。

例えば、いわゆる「いじめ」といわれるものは、子どもの発途上の課題であり、日常的に起こりうるものとしてとらえる範疇に属するものか、社会問題として深刻化しているものを一体のものとしてとらえるのか、区分されるべきものか、などの検討が必要ではないでしょうか。定義が曖昧のまま、条例(案)にあるように、「相談・報告(通報)」がなされ、それにより「いじめっこ」烙印が押され社会的信用をなくし、その後の成長に大きなハンディを背負うことになりかねない子どもが出てしまうおそれがある。

「いじめの定義」についてはご指摘のとおり、定義づけをすることそのものが困難を極めると考えています。しかしながら、この条例で「いじめ」とすべきは、平成18年度文部科学省が新定義として位置付けている、以下のとおりです。

つまり、いじめを感じた児童生徒がいた場合はそれをいじめとすべきとなっており、例えそれが日常的に起こりうるものであっても、児童生徒や保護者よりそういった主訴があれば、いじめとして取り扱うべきと考えます。

#### 【文科省が定めるいじめの定義】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

又、いじめの取扱いとしては以下のように分類しています。

A：発達途上にある子どもたちの集団では日常的に起こりうるもの

B：社会問題として深刻化しているような、陰湿性が高く、繰り返し行われるもの  
(それが要因となって心身症や不登校、命を絶つ等重大な状況につながるおそれのあるもの)

Bのようなケースがもしも発生した場合には、当然関係機関（警察・児童相談所）等との連携も深めながら、事実を隠蔽することなく個人情報に最大限配慮しながら公表することが、行政の役割でもあり、その反面、いじめた側の後の成長に対しても、専門委員会等で検討し配慮をしていくべきと考えています。

(2) 極めて教育的な「いじめ」の問題を町長が統括する体制を作ってしまうのではないかと懸念されます。十全にその独立性と指導性を発揮すべき教育委員会の責任と役割が薄められてしまうのではないかと懸念があります。全体として教育委員会の姿が稀薄な感じがします。

この条例で言っている「町」とは、学校の執行機関である、町長と教育委員会を指しています。しかしながら、この条例で町は学校現場へ関与していくという姿勢は出していません。(他の市のいじめ防止条例と大きく異なる点)

いじめ対応の現場は、保護者と子どもに直接的に関わっている学校であるべきで、町や教育委員会は、学校や教職員の対応を支援するよう定めています。

(3) 平成24年度一学期高森小中学校での「いじめ」の状況が報告されています。(広報たかもり 2013・1)

これらの事例への対応はどうかされたのか、なされようとしているのか、明らかでなく学校現場での状況把握、分析が不十分ではないでしょうか。

例えば全校生徒は学校生活の中で日常的にどのような取り組み環境の中にいるのか。

3校では日常的に起こる「いやがらせ」「からかい」「いじわる」「仲間はずし」などの行為に対してどのような対応をしているのか。教職員は日常的に上記のような生徒や児童の活動、問題への対応、研修の時間的人的環境が十分あるのか。高森町内で本条例(案)が対象とするような「いじめ」は過去・現在において起きたのか。などなどの分析は出来ているでしょうか。

広報紙面上でも掲載のとおり、24件のいじめのうち、解決済みのものは19件、指導中のものは9月現在で5件となっています。いじめに対する、学校での対応はケースによって異なりますが、発見した場合は即いじめ防止校内委員会を中心に、保護者や当事者等と面談を行い解決にあたっています。

教職員の研修等については、十分な時間というのには厳しい面もありますが、町では教育相談員1名、不登校支援員1名、特別支援教育専門員1名を配置し、定期的に学校訪問をし、生徒の支援はもちろん教職員との懇談等も行っています。

又、高森町では公表しているとおりにいじめは発生しています。例えば、平成24年度認知している24件のいじめについては、全てこの条例の対象となるもの（つまり、被害者がいじめられたという明確な主訴を持っている）となりますが、条例でいうところの、深刻ないじめというものは過去においても確認されていません。

（但し、必要に応じて関係機関に繋いでいます。）

(4) 条例（案）の本旨を実現するためには、学校・教職員のきめ細かな、子どもの成長や環境を見定めた、日常的な支援や指導が重要です。そういうことが可能な現場状況にあるのか、もし必ずしもそうでないとするれば、改善する方策を講ずることは教育行政として、極めて重要な課題だと考えますが、そうした検討はなされたのか、総じて学校の実態と教職員の声が反映されていないのではないかと思います。

高森町では、町費で学習支援員を複数配置しているほか、教育相談員・学校支援員・特別支援教育専門員等を配置し、保・小・中の巡回等により、児童生徒に切れ目のない支援を継続的に実施しています。

そのような、支援的な立場の職員を中心に、教育委員会等と連携を密にし、ケースバイケースで保護者や教職員・学校と連携をしており、常日頃から学校の実態については充分把握しています。

しかしながら、この条例に対する教職員の声については、直接意見交換等を行っていないことから、条例案の上程を6月まで延期し、先生方との意見交換の場を設けることとしました。

(5) 子どもたちが健やかに育っていくためには、自分の意見を表明する権利を認められることが必要不可欠です。子どもたちを「規制」するのではなく、子どもの権利条約の理念に基づき、意見表明権をいかに保障していくか、より積極的に子どもたちの活動参加を検討する作業と条例（案）への反映を強く要望します。

（因みに松本市の取り組みを紹介します - 松本市子どもの権利委員会最終報告書 - 平成24年11月27日）

ご提案のこどもの権利に関する「健やかな成長や発達の保障」等については、高森町でも現在検討中（但し、自分の意見を表明する権利とは若干ニュアンスが異なるかと思われます。）ですが、こどもの権利に対して検討するにつれて、現在の社会情勢や今子育てをしている、又は、しようとしている、親の育ちの部分まで踏み込んで検討しなければならな

い重要な案件と捉えています。

町としては、将来的には「子どもの権利条例」の制定も視野に入れており、もしも「子どもの権利条例」を制定する場合は、「いじめ防止条例」についてはこどもの権利条例と統一していく予定ですので、ご理解をお願いいたします。

(6) 「いじめ」の背景にある子どもたちに過度のストレスを与えている教育と社会を変えるという観点と具体的方策が欠けているのではないのでしょうか。

国連の子ども権利委員会が日本政府に再三、「過度に競争的な教育制度」の改善を勧告している「学力向上政策」 - 例えば低年齢化し続ける受験競争、テストばかりの繰り返し、長期休業を減らしてまで授業時間を延ばすなどを改善する具体的方策が求められています。また競争教育と一体で進められている管理教育は子どもたちの行動を上から押さえ込むものであり、高森町の小・中学校での実態はどうか、検証する必要がある、その上での条例（案）であるべきです。

競争原理が労働や社会の各分野に浸透し、人間的連帯が弱まり、弱い立場の人々を攻撃する風潮が強まっています。子どもの「いじめ」の深刻化は社会の反映でもあります。

また「貧困と格差」は、子どもの生活基盤である家庭を直撃しています。家庭の機能が弱まっていることも、子どもにとってはつらいことです。「保護者の役割」「地域社会の協力」が記されていますが、「家庭・社会」が極めて困難な状況に陥っているという認識、それを改善するという視点も必要ではないのでしょうか。

現在の教育制度については、確かに「過度に競争的な教育制度」と言わざるを得ません。しかしながら、「ゆとり教育」を教育の基本に据えたここ数年で、学習能力の低下や若者の社会参加力等への低下を招いたともいわれ、新学習指導要領ではそれらの反省を生かしたものと なっています。高森町では、国が示す教育の方針により教育現場をより充実したものにすることが重要と捉え、それが「管理教育」だという認識はしていません。

又、条例案前文でも述べているとおり、いじめは「発達途上にある子どもたちの人間関係において、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得る」ものであり、競争原理のある現在の社会がこどものいじめの直接的なきっかけとは一概に言いづらい部分もあるかと思われま す。

「貧困と格差」「家庭力不足」こういった現在の社会情勢については（5）で述べたとおり極めて危機的な状態に陥っているという認識は当然持っています。町では、ペアレントトレーニングやシニア世代との交流事業により、家庭力の向上に取り組んでいます。又、いじめの防止専門委員会に臨床心理士や発達障害の専門家を加えているのは、いじめが深刻化した場合に、加害者・被害者とも、その育ちや家庭での背景をきちんと認識する必要があるためですのでご理解をお願いいたします。

(7)「教育は100年の計」といわれ、ますが、教育的営みは、それだけ重要であり、多様な思いがこめられるものであり、慎重のうえにも慎重でなければならぬのではないのでしょうか。もちろん「いじめ」問題は喫緊の課題であることにはちがひありません。しかし、この間のこの条例化への流れは余りに拙速との感を免れません。

広報での通告、HPでの開示、パブリックコメントでの意見募集、そして議会での審議というスケジュールのようですが（昨年来一部マスコミ報道で町の姿勢が報じられましたが、これはあくまでマスコミの勝手な報道で、全町民への町の責任ある開示ではありませんし、全町民が等しく認識する手段でもありません）

正式に条例（案）が町民に示されたのは2月20日以降であり（わたしの認識）、それを上記のスケジュールにより3月議会で決めたいというのは、余りに拙速、乱暴というべきではないのでしょうか。そもそも町民のうち何%の皆さんが条例（案）文に接し、それに対する意見を持つとお考えでしょうか。3月議会での成立にこだわらず時間をかけ、全町民参加（子どもたちの意見表明権保障のうえでの参加）の議論が出来る方策をご検討いただきたいと思えます。

尚、条例（案）でいう「いじめ防止専門委員会」の設置、「相談体制」の充実については、条例（案）と切り離しての検討、具体化は出来ないのでしょうか。

いただきましたご意見を尊重し、意見募集の期間を3月15日まで延長し、3月議会への議案の上程を見送ることとしました。

今後は教育委員会を中心に、特に関係の深い学校職員やPTA、生徒の皆さんとの意見交換会を開催し、ご意見を伺いながら6月議会への上程に向けて検討してまいります。

又、「いじめ防止専門委員会」の設置、「相談体制」等については、条例以外で規則・要綱により定めますのでご理解をお願いいたします。



## 受付№3 回答の要否(要・否)

### 項目1 前文 及び本条例(案)が作成されるまでの経過について

前文で述べられている「発達途上にある子どもたちの人間関係～起こりうる」は、子どもといじめについてのとらえ方として賛成です。また、「深刻化するいじめの問題」を全町で考え、なくしていこうとする町の姿勢にも賛同します。

しかし、以下の理由で、本条例(案)の3月議会での議決は避けてもらい、もっと多くの者で議論し合い、いじめ防止への関心を町内に広げることが大切にしてほしいと思います。

- ・いじめ防止に関わる町民の願いや要望を汲み取ることが十分されていない
- ・町民による、条例(案)に対しての意見交換の場がない
- ・パブリックコメントの期間が短い
- ・次世代を担う子ども達の将来のために重要な案件であるのに、町民や学校職員、何よりも子ども達の意見表明の機会がない

町では、いじめ防止条例の検討を始めてから、次世代育成支援推進協議会において、先進地視察等を行い、条例案の検討をし、2月18日最終確認をした後、ご存じの通り条例案の公表を行いました。又、2月20日からは町民の皆さまを対象に意見募集を10日間行っています。その間、学校を通じて、小中学生全ての保護者に「いじめ防止条例」の制定を検討している旨の通知を送付し、ご意見を募集しました。

ご指摘の、パブリックコメントの期間が10日間では、短いというご意見は他からもいただいております。町ではこの条例の制定が、いじめ防止への関心を町内に広げるきっかけになると考えていますが、ご意見のとおり条例制定への過程も重要と判断し、意見募集の期間を3月15日まで延長し、3月議会への議案の上程を見送ることとしました。

今後は教育委員会を中心に、特に関係の深い学校職員やPTA、生徒の皆さんとの意見交換会を開催し、ご意見を伺いながら6月議会への上程に向けて検討してまいります。

条例(案)作成の段階で、町内3校の現場ではどのような取り組みが実施されているか、子ども達や教職員は「いじめ防止」についてどのような思いを抱いているかの状況把握・分析が必要だと思いますが、以下のような内容の情報収集がされたでしょうか。

★中学では生徒会でどのように取り組んでいるか

中学校の生徒会では、平成20年度「小原が丘憲法」の制定後、いじめを起こさないために人権月間や生徒集会等でいじめ防止に対する呼びかけ等を行っています。

★全校生徒は学校生活の中で日常的にどのような取り組み、環境の中にいるのか

中学生は「小原が丘憲法」の理念のもと、いじめのない学校を目標に生活をし、教職員も

それらを支援しています。

★3校では日常的に起こる「いやがらせ」「からかい」「いじわる」「仲間はずし」などの行為に対してどのような対応をしているか

高森の3校ではいじめ防止マニュアルの点検・見直しを行い、3校では道徳の授業等で日常におこる「いやがらせ」「からかい」「いじわる」「仲間はずし」に対しての未然防止に努めています。

一方で条例前文でも示しているとおり、発達途中の子ども達の間では、そういった事案も起こりうることでとらえ、そういった事案を発見した場合には、該当者はもちろん場合によってはクラスや学年全体での話し合いの機会を設ける等対応しています。

★職員は、日常的に、上記のような生徒や児童の活動への支援や、問題への対応、研修などが必要ですが、そういった取り組みをするための、時間的・人的環境が十分あるか

教職員を対象とした研修等を行う時間的環境については正直厳しいと言わざるを得ませんが、町では、教育相談員1名、不登校支援員1名、特別支援教育専門員1名を配置し、定期的に学校訪問をし、生徒の支援はもちろん教職員との懇談等も行っています。

★高森町内で本条例（案）が対象とするようないじめは、過去と現在において起きたか

広報でもお知らせしているとおり町では平成24年度2学期当初、解決済みのものも含め町内で24件のいじめを認知しています。

又、この条例でいうところの「深刻ないじめ」に該当する案件は今のところありませんが、1件の案件では関係機関に調査等を依頼しています。

## 項目2 いじめ防止を条例化することについて

人間の内心に呼びかける内容は、「条例」とするより、それにふさわしい方法で町民に呼びかけたり町としての決意を示したりした方が適切だと思います。そして、条例とすることに適当な内容について、条例化することが望ましいと思います。

（条例化する内容の例）：いじめ防止委員会設置に関わること

この条例（案）がこのまま成立してしまうと、子ども達や保護者、学校職員が不安を抱えることとなると思います。いじめの定義が曖昧なままで相談・報告・情報提供等が義務づけられると、「いじめっ子」の烙印を押され社会的信用をなくしたり、その後の成長に大きなハンディを背負う子どもが出てしまったりというおそれがあるからです。是非、慎重な取り扱いをお願いします。

本条例（案）には、「子どもの役割」という条文がありません。このことは大変賢明な判断

であると思います。子どもに義務づけすることが、子ども同士の間で思わぬ弊害を生む心配があるからです。「子どもを守ろう」とする理念が感じられます。

そこで、更にもう一步子ども達の立場に立って考えてみたいと思います。いじめ防止は「子どもの人権を守る」「子どもの権利を守る」という内容と重なります。子どもの権利条約やその中にある子どもの意見表明権の理念を具現化した「子どもの権利条例（仮称）」のようなものをつくることを考えたらどうでしょうか。そして、いじめの発生に対しては、それに関わる子ども達全員の「健やかな成長・発達を保障する」の立場で対処するシステムをつくることができたらいいのではないかと考えます。

条例制定と同時に、関係規則、専門委員会設置要綱を定めます。

「いじめの定義」については、項目3で記載のとおり、文部科学省が定めるところの定義を基本としています。

ご提案のこどもの権利に関する「健やかな成長や発達の保障」等については、高森町でも現在検討中ですが、こどもの権利に対して検討するにつれて、現在の社会情勢や今子育てをしている、又は、しようとしている、親の育ちの部分まで踏み込んで検討しなければならない重要な案件と捉えています。

町としては、将来的には「子どもの権利条例」の制定も視野に入れており、もしも「子どもの権利条例」を制定する場合は、「いじめ防止条例」についてはこどもの権利条例と統一していく予定ですので、ご理解をお願いいたします。

### 項目3 第2条(1) いじめ

本条例（案）が対象とする「いじめ」の定義が曖昧であり、この曖昧さが町内で混乱を起こす元になるおそれがあります。いじめそのものは「悪」であり、いじめをしない、させない、ほうっておかないことは異論のないところです。しかし、本条例（案）が定義する「いじめ」の範疇は広く、下のように大きく2つに分類されると思います。

A：発達途上にある子どもたちの集団では日常的に起こりうるもの

B：社会問題として深刻化しているような、陰湿性が高く、繰り返し行われるもの

（それが要因となって心身症や不登校、命を絶つ等重大な状況につながるおそれのあるもの）

どちらも見逃したりほうっておいたりしてはならないものです。しかし、Aのようなものは、発達途上の子ども集団の中では常に起こりやすく、子ども達はけんかや仲直りを経験しながら人格を形成していきます。これらは子ども達が主体的に解決していくものもあれば、教師や保護者の支援によって解決していく場合もあります。いずれにしてもこのような「いじめ」は近くにいる大人が見守ることが最も重要です。それに対して、Bのようなものは一刻の猶予もおかず止めさせ、専門家の支援も要請しながら、被害者はもちろん加害者に対してもケアの体制を構築しなければいけません。このように、いじめは定義の仕方によって対応の仕方が違ってきます。したがって、条例（案）が対象とするいじめの定義については、

その背景や現れ方よっての整理をする必要があると思います。

「いじめの定義」についてはご指摘のとおり、定義づけをすることそのものが困難を極めると考えています。しかしながら、この条例で「いじめ」とすべきは、平成18年度文部科学省が新定義として位置付けている、以下のとおりです。

つまり、いじめを感じた児童生徒がいた場合はそれをいじめとすべきとなっており、例えそれがAのような日常的に起こりうるものであっても、児童生徒や保護者よりそういった主訴があれば、いじめとして取り扱うべきと考えます。

本条例では、A・Bについて、Bを深刻ないじめとして整理をしています。

**【文科省が定めるいじめの定義】**

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

**項目4 第4条**

教育問題を町長が統括する体制を作ってしまうことは、教育委員会の責任と役割を薄めてしまい、教育委員会制度を根底から崩していくきっかけとなりかねません。小中学校の子ども達を対象にしたいじめ防止の対策なので、教育委員会が所管すべきだと考えます。「いじめ相談窓口(仮称)」を常設するのであれば、教育委員会の中におくことが望ましいと考えます。

第4条での「町」とは執行機関である町長と教育委員会の両方を意味しています。

この件については施行規則の中で、いじめ問題に関する窓口及び所轄を教育委員会と定めるように調整しています。

## 項目 5 第 5 条

第5条の2号は学校に無用なプレッシャーを与え、子どもに寄り添った主体的な対応を鈍らせる原因になりかねません。特に前出Aのような行為の場合は報告義務になじみません。また、Bのような行為があったとしても、同条1号の内容が最優先されるはずですが、学校側で十分な調査、把握、対応がされないうちに、「速やかに報告」では、報告を受けた側もいじめの詳細や学校としての対応策も承知できないので、聞くだけにとどまることになると思われます。ここは学校側を信頼し、1号の方向で進めることが賢明です。そして、学校と教育委員会（町）との連携を述べるとしたら、「学校での対応に困難を認めたときには教育委員会（または専門委員会）に相談する。」というような文言を記した方が、現実的で、学校としての責任の取り方も明確となると思います。

第5条の3号は、学校が認知した「いじめ」について、そのすべてを情報提供することを義務づけているのか、または認知した「いじめ」の中からいくつかを抽出して情報提供することを義務づけているのかなど、条文の意図するところが明確ではないと思われます。いずれにしても、「情報提供」の義務づけは、学校や学校職員に常時プレッシャーを与え、学校運営や教育活動を萎縮させてしまうおそれもあります。学校を閉鎖的にしてしまったり、ましてや「事件」が起きたのにそれを隠蔽してしまったりというような学校ではいけません。学校には、子ども達の教育に責任を持ち、子ども達との信頼関係を基盤にした教育活動を常に目指してほしいと思います。そのためには、「条例に義務づけられたからいじめについて情報提供しなくてはならない。」というプレッシャーを与えることは避けることが賢明だと考えます。保護者や地域社会との連携や相互理解は大切ですので、「情報提供の義務づけ」という形ではない方法を模索することを望みます。

まず、大前提として、この条例で町や教育委員会が学校での対応等に関与していくことはありません。この条例が制定されたとしても、いじめの対応は、常に児童生徒や保護者と直接関わっている学校が行うべきという認識は全く同じです。

高森町内の学校職員は、いじめ問題のみならず様々な事案に対し、児童生徒や保護者に対し誠実に対応して下さっています。だからこそ、町や教育委員会は出来るかぎり学校の対応の支えとなり、可能な支援しなければならないと考えています。

昨今のいじめ等も含む学校での諸問題については、学校での出来事や、それらの対応等に対し、当事者が学校だけの問題としていない事例が多々あります。つまり、学校がAのようないじめと捉えている事案に対しても、保護者等はBと同様な位置づけをし、町や教委に対して訴えを起こしてくるケースが多々見受けられます。そのような場合、町や教委に学校から事案を報告されていないようなことになると、更に保護者の学校への不信感を募らせ問題が悪化するケースが予想されます。

先にも示したとおり、町や教育委員会の立場は、案件に対し直接関与していくのではなく、学校対応、保護者の主訴の両面を冷静に判断し、場合によっては学校や教職員の見方にもなりながら、必要な指導や支援のあり方を示していくべきと考えています。

そのためにも学校からの一報はなくてはならないものと考えています。

項目 6 第 6 条、第 7 条

第 6 条の 2 号及び第 7 条の 2 号はどちらも「速やかに～連絡、相談」「速やかに～情報を提供」と義務づけられています。やはりこの場合も義務づけは様々な問題を内包しているので避けるべきだと考えます。個人情報に関わる問題、勘違いの発生、意図的な混乱をねらったものなど。本条例（案）では「いじめ防止専門委員会」の設置を唱っていますので、更にその委員会への相談窓口の常設等を加え、そういった機関が町にあるということを町内に周知すれば、義務づけをしなくても必要だと考えれば保護者も地域の皆さんも利用すると思います。

一般的に「いじめ防止専門委員会」は記載いただいているとおり、いじめの相談窓口を兼ねているケースが多々見られます。しかし、本条例（案）では、「いじめ防止専門委員会」は深刻ないじめに対応する場であり、相談窓口の業務は学校若しくは教育委員会内の教育相談室で対応をすべきと考えています。（規則には明記の予定。）

確かに、個人情報に関わる問題、勘違いの発生、意図的な混乱をねらったもの等への不安もありますが、小学校 2・中学校 1 の高森町の規模や、町民の皆さんの住民性を考えれば、信頼してお願いすることはやぶさかではないと考えます。

見て見ぬふりをするのもいじめの一端を担っていると考えれば、保護者や町民の皆さんから、気になった些細な情報でも学校や町に届けことが出来る環境をこの条例により整備し、広く町民の皆さんにお願いしていきたいと思っています。

## 受付№4 回答の要否(要・否)

高森町子どもいじめ防止条例に意見をということですが、私が感じている「いじめ」について意見を述べさせていただきます。

先生間、小中学校間の連携がとれていれば、いじめ・不登校は減るのではないかと思う事があります。

例) 中学2年のA子さんは教室に来られません。それは同じクラスに小学校の低学年の頃からいじめられているB子さんがいるからです。小学4年のクラス替えでも別のクラスにしてもらえず、不登校になりました。

中学校へ行ったら別々のクラスにしてもらえるだろうと、事情を知っている保護者は皆思っていました。

なのに、また同じクラスでした。中学の担任も何も配慮せず、今度の修学旅行の班も一緒にされました。

なぜでしょう。あまりにも可哀想すぎます。

小学校の時から相談室にも行っていたようですが、なぜ心を読み取ってあげないのか？

不登校の子ども達の中には、上の子と同じように小学校の頃からいじめられているのに中学のクラスと一緒にされてしまう子は多いのです。

いじめた子が生徒会副会長や生徒会役員になり、クラスでは副級長に、部活では部長になったり・・・そんな子達が「いじめはやめましょう」なんて言っている。

先生は何も分かっていない。分かれようともしていない。

だからいじめはなくならないと思います。

中学校の学級編成については、小中の連絡会により小学校での状態や学力等を勘案し、配慮が必要な場合は出来るかぎり配慮をして行っています。が当然、全てが生徒や保護者の思い通りにいかない面もあるということをご理解いただきたいと思います。

中学へ向かうにあたり、学級編成にご意見がある場合は、小6の年末に行われる個人懇談会で小学校の担任にきちんと主訴を伝えていただきたいと思います。

又、中学校でこのような事情があるのであれば、是非A子さんB子さんの関係を学校に訴えていただきたいと思います。

「いじめた子が生徒会の役員に・・・」とのことですが、この子たちが過去にいじめをしていたということであれば、それは許されないことですが、生徒会の役員等を通じて人権について学習し、今後の生活においていじめを許さない、見逃さない人間に成長してくれるものと願っています。

## 受付№5 回答の要否(要・否)

### 項目1 第5条、第8条の解説において

「スクールカウンセラー等による心のケアや継続した見守りにも配慮する」

「気になる子どもには、担任教師をはじめ、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、特別支援教育専門員等が個別に話を聞く」とあるが、実際、スクールカウンセラーが対応した事案がどのぐらいの改善率なのか、示していただきたい。(来校日が増えていると聞いたので。常識的に考えて、改善していれば増える事が無いと思うのだが)

平成24年度南小学校の実績で、相談件数40件、内児童等へのカウンセリングは1件、保護者等へのカウンセリングが21件、教職員への対応が18件となっています。改善率は37.5%となっています。

相談内容は、児童の問題行動や言動等に関する事が多く、今年度については、「いじめ」の当事者(被害者・加害者)に対してカウンセリングをした実績はありません。

事実高森町で、いじめから登校拒否になり、スクールカウンセラーに相談したのはいいが、そこから安易に精神科を紹介され、解決するどころか11種類もの向精神薬漬けの被害にあった方が取材を受け、2012年4月28日のTBSの報道特集に出た(録画があります)。

相談に乗ったうえで、解決に導くならば良いが、間違ってもそのようなことがないようにしていただきたい。実際、いじめをはじめとする精神的問題で、精神医療に紹介され、薬物を処方された方の行く末はどうなっているのか追跡なさっているのか。

上記のスクールカウンセラーの対応については、県教委と連絡をとって調査中です。

今後も、場合によっては精神科医等を紹介するケースはあるかと思われますが、そのようなケースに対しては、保護者等の意向もお聞きしつつ、学校・教育委員会も関係を深めながら、最終的には保護者に判断していただくようにしていきます。

又、小中在学中で医薬品の処方を受けている児童・生徒については、学校全体で見守りをしていますが、その後についての追跡はしていないのが現状です。しかし、高校へ進学した場合については、小中での状況を連絡会において繋いでいます。

### 項目2 第9条、第11条の解説において

「委員としては、臨床心理士及び発達障がい専門家等」とあるが、なぜ臨床心理士、発達障がい専門家が必要なのか？

(悪質な場合、顧問弁護士に相談と言うのは理解できる)

臨床心理士、発達障がい専門家が仮にいじめの当事者を鑑定した場合、どういう判断基準を持って何と判断されるのか明確でしょうか。お答えいただきたい。



専門委員会が扱ういじめについては、あくまでも深刻ないじめと判断した場合です。例えば、いじめが一過性の暴力行為等であれば、警察や児童相談所等である程度の解決は出来ると思われませんが、陰湿で継続的な深刻ないじめに発展した場合は、当事者（特に加害者）の精神状態や育ち、家艇的な背景まで踏み込んで考えなければならないと予想しています。特にこの2名の専門委員には、いじめの経過や状況からそのようなことについて意見をいただき、学校や保護者・当事者に対して支援の方法をアドバイスする役割をお願いします。又、様々な状況下での検討になるため、町として判断基準を設けてはいません。）

高森町子どもいじめ条例防止案について、具体的にご質問したい事項は以上ですが、ひとつ教育委員会の先生方にお耳に入りたいことがあります。

先日、町の有線の見学ということで、中学校の前を歩いて5年生が歩いていたところ、町内の方だと思いますが、軽トラのおじさんが来て、先生に「ガキつれてちんたら歩いてんじゃねえよ、邪魔だ！」と怒鳴り、先生に「お前の名前はなんだ」と聞いたそうです。

先生は「          ！すみません！」と謝ったそうですが、それらを見ていた子供たちが非常に気分を害し、中にはしょんぼりしてしまった子もいたとか。

先生は「先生が悪いんだから、みんな気にすることないんだよ！」と言ってくださったそうですが、子供たちはやはり口々に「なんだよあのじじい！」「うるせーよ！」「うぜえ！」と口汚く、ののしっていたそうです。当然だと思います。大人が感情にまかせて好き勝手にふるまえば、子どももそうします。

このような方ばかりとは思いませんが、「大人が、子供たちに、まず良いお手本を示す」ということを言及しなければならないのではないですか？

子どもが一時期スポ小に所属していましたが、親が子どもの前で、監督の先生の悪口を平気で言うため、子供たちが監督に反抗的な態度を示す・・・という例をいくつも見てきました。

今の世の中、大人が本当に道徳的で、子供たちに胸を張れるような社会を作っているのか？と考えると、はなはだ疑問です。

それを無きものにして子供のいじめをどうにかする・・・などというのは、大人のエゴ、子どもへの押し付けであり、本末転倒だと思います。

町で、また、高森中の生徒会のみなさんが中心になって、このような条例をおつくりになるにいたったことは非常に素晴らしいことだと思います。

しかし、上記の様な事も関わる大人たちにご一考いただくべきことのひとつかと思えます。

ご意見については、ごもっともです。現在の社会情勢を見るにつれて、子どもの教育問題について、保護者や大人の問題が大きくかかわっていることについては非常に重要な課題と認識しています。こうした社会的背景が改善されれば、深刻化するいじめ問題は劇的に改善され、町独自でこのような条例を制定する必要性もないのかもしれませんが。反面こ

のような社会情勢だからこそ、条例制定が必要となっています。

高森町教育委員会では、親世代の社会性や指導力不足が家庭崩壊や子育て放棄等の諸課題に通じていると考え、家庭力の向上等に向けたペアレントトレーニングやシニア世代等も含む多世代交流等事業の充実に向けて取り組んでいます。

子ども達を守る条例制定と併せて、このような取り組みを続けて行くことで、少しでも多くの方が社会性を持った良識ある人間へ成長していただくとともに、今の子ども達が大人になって、ご意見をいただいた人のようにならないよう、教育委員会としても努力していきますので、ご協力をお願いいたします。

## 受付№6 回答の要否(要・否)

### 項目1 いじめ防止専門委員会の設置は慎重に

深刻ないじめを前提にこの委員会を設置することは学校現場に圧力にもなり得ます。

いじめを生じさせない取組みは大筋3段階に分かれるのではないのでしょうか。

#### ①生徒の健全育成及びいじめ予防の取組み

『小原が丘憲法』はこの範囲の取組みとして大切なことと思います。

#### ②いじめの初期の取組み

ほとんど学校現場が主体で教員が中心の取組みとならざるを得ません。

#### ③深刻ないじめになった時の取組み

②と③は実はどこで線を引けるというようなものではなく、学校現場もいじめ実態と質を見極め、どう対応したらよいか、ここのところで苦慮するのではないのでしょうか。「いじめがあっても学校がとりあげてくれなかった。」という保護者の声も聞いています。②と③の境界のところに対する対応こそが極めて大切であって、それは相談的対応が中心と思われます。案でいう委員会を設置することが妥当かは、教育現場が必要とする状況下にあるのか等、十分な全町的な検討を経たうえで決めるべきと思います。

この条例を制定することで、この条例内で設置を予定している「いじめ防止専門委員会」や「町」が、学校現場に関与していくというものではありません。

高森町では従来通り、いじめ対応は、保護者や児童・生徒に一番近い関係で直接話ができる学校がすべきと考えています。専門委員会や町は学校の要請により、必要な支援を行うべきとしています。

ご意見のとおり、②と③については線引きが難しく、しかし③に近い状況であっても教職員の相談業務等で一定の解決が図れるような事案であれば、専門委員会への要請はないと考えます。

今現在、町が考えている③に該当するいじめとは・・・「暴力的行為に及んだもの」「陰湿的で継続性があり、被害者等へ著しい心身的な苦痛を与えているもの」を想定しています。前記の暴力行為等については、警察や児童相談所等へ相談しながら解決に向かえると考えますが、後記については、被害者のその後のカウンセリングはもちろん、加害者に対しても、家庭環境や成育歴、精神的にどのような状態だったかをきちんと調査し、必要であれば、保護者への指導も含む家庭力の向上にまで向かわなければ、根本的な解決に向かわないと考えます。そして、そこまでの負担を教職員にかけることはいかがなものかと考え、委員会の設置を決めています。

ご理解をお願いいたします。

## 受付№7 回答の要否(要・否)

### 項目1 「学校」という用語について

条例（案）の中で、「子ども」「保護者」としているのに対し、（学校）教職員とせず、「学校」という表現になっているのは、いじめ問題への取組みの中で「学校」の取組み姿勢がややふやに感じてとれました。

「町」はさておき、「学校」は「子ども」「保護者」と同じ視点に立ち「学校（教職員）」とすべきと思います。

ただし、条文中すべてというわけではありません。

適切なお指摘をいただきありがとうございました。第5条（学校の役割）ですが、条文内の「学校」については、「学校職員」という表現とするか、第6条（保護者の役割）を（家庭の役割）とする方向で検討します。

尚、第5条表題については、（学校の役割）と現状のままを検討しています。

ついでですが、目的にある「いじめの未然防止」にかかる部分が全体として希薄な気がします。一番大事な気がします。

ご意見のとおり、「未然防止」については一番大切なことと理解しています。取組みについての具体的な内容については、関係規則において定めたいと考えています。

一方でこの条例は前文で記載のとおり、いじめは子どもの成長段階において起こりうるという認識の中でこの条例の制定に向かっています。いじめを深刻化させないための取組みが条文の多くを占めてしまうことに関しましても、ご理解をお願いいたします。

## 受付№8 回答の要否(要・否)

### 項目1 条例を設ける理由について不明確

- 1、「条例」制定の目的はなにか。啓発なのか、警告なのか、町民の協同行為規定なのか、行政上の運用規定なのか、法的縛りなのかははっきりしない。町民の意識喚起、啓発であればもっと別の方法があると思います。
- 2、条例の中身を見る限り、特に条例を発効させて改善する要素は見当たりません。各関係機関の協力もいままで行っていることの範囲を出ていませんし専門家会議の設置も設置すればいいだけです。

条例そのものは、法的縛りを求めているものではなく、町の取組みの姿勢や、町民への啓発行為と捉えていただければと考えます。

条例なくして、同じようなことは出来ると思いますが、町全体での取組みや、教育委員会、学校での今までの取組みも町にお知らせしていくことも含めて、条例という形が一番町民の皆さまに理解いただけると共に、一緒に取組んでいただける方法と考えました。

### 項目2 「条例」がいじめ防止にそんなに有効な手段とは思えない。

- 1、そもそも「いじめ防止」の本質が「条例」にそぐわないのではありませんか。町民挙げていじめのない社会を作ろうというのであればみんなで論議して町の憲章に盛り込むべき内容だと思います。子どものいじめは発途上の避けて通れない課題であると同時に生活環境や世相の反映でもあると思います。「いじめへの対応」はそうして起きてくる過程の中で対処する「人間育成－成長プロセス」上の課題であって、何か決めて「当為」を定めたりなじったりする性質のではないと考えます。えてして0、こうした「文章」はできあがると短期間有効そうにみえるが、じきに店ざらしとなり、町民の意識から消え去るという運命を持っているようです。

※丸山真男の「であることとすること」という文章が高校の国語の教科書に長いこと掲載され、一定の年齢以上の人にはおなじみであるはずである。「いじめ防止」は「すること（不断の努力）」そのものであるから、条例制定が有効な手段とは考えにくい。「高森町子どもいじめ防止条例」をつくるなら「あかるい町・民主的な町」を標榜する高森町らしい制定の方法・プロセス・内容をもつ条例をみんなで練り上げるべきで、その制定過程こそが『高森町のたから』になり、「いじめ防止」にも有効な働きをするのではないかと思います。

いじめ防止条例は、子ども達の権利や子ども達の生活環境に影響する社会的背景を、教育委員会で検討していく中で、子どもの権利条例の中の一部を先行して制定していくものと考えています。最終的にはそのような方向に向かいたいということで、ご理解をお願いいたします。

2、条例制定の過程が間に合わせ的で町民に何も消化されていないまま作成されると言うのは、趣旨に反すると考えます。小原ヶ丘憲法の中学生が作ったのは理念からではなく、具体的な事例の進行の中で必要に応じ知恵を絞って作り上げた「言挙げ」であったに違いないからです。

子ども達や、教職員、保護者等とも直接話をさせていただく機会を設けるように、3月議会への上程を見送りました。

又、「小原ヶ丘憲法」の作成の経過の中で、中学校に深刻ないじめがあったということではなく、人権教育の中から生徒会が自発的に考え制定したものですので、ご理解をお願いいたします。

3、そもそも「いじめ」は理念ではなく具体的な事象で、問題を重大化させてしまったメカニズムを分析して、「防止」のプロセスを明確化すべきです。

いじめそのものは、起こりうるものとして前文で定義しているとおりです。そのいじめが深刻化していく一番の要因は、様々な社会的背景により、児童生徒の一番身近な存在であるはずの保護者等が子どもと関わる事が減少している「家庭力の低下」と町は判断しており、ペアレントトレーニングや子育て世代とシニア世代の交流事業を増やすなど、取組んでいきますのでご理解をお願いいたします。

### 項目3 条文について

条例の意図、条例の効果、条例化の手順を別にすれば、条文そのものに問題点がそんなにあるわけではありません。しかし皆無というわけではなく重大な視点が抜けています。

1、条文全体に「犯罪防止」と同じスタンスが感じられます。重大化してしまったいじめばかりが念頭にあって、いじめ防止が子どもの成長に関わる問題で大事な子どもたちに愛情を注いで育てるというぬくもりのある観点に欠けています。「いじめ防止条例」は「特別な条例」であるはずで、お役所的な条文でなくても良いはずで、そこに高森町のインパクトある条例が生まれるのではないのでしょうか。

先に述べたとおり、いじめそのものは、起こりうるものとして前文で定義しているとおりです。この条例は、いじめの未然防止と深刻化させないための抑止及び深刻化した場合の体制として条文を定めています。

上記に記載されている「大事な子どもたちに愛情を注いで育てるというぬくもりのある観点」につきましては、子どもの権利条例のご意見として参考にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

2、第2条の子どもの定義で、義務教育以外を外す理由は町教育委員会の管轄外なので外したのでしょうか。町民にとっては同じ子どもです。

条例で規定する事項については義務教育課程を対象としています。特に学校からの届出や高森町が直接的に支援できる部分を考慮してこのように考えました。しかしながら、高校生等も町の子どものとして大切にしていくこと自体は当たり前の事ですので、相談業務等の案内は町内全体に広報していきたいと考えています。

3、第3条2項に関する子どもの役割が明記されていません。子どもも自ら自分たちの生活を主体的に守る活動に参加できるはずですが。

この条例については、私たち大人が子ども達をいじめからどのように護るかが主眼となっています。この条例により、中学校では「小原が丘憲法」の更なる充実が図られ、小中学校で、自分たちの生活を主体的に守る活動を検討されていくことを期待しています。

4、第6条1項はどのような効力を持つのか。「親自身のあり方」まで効果を期待している文なのでしょうか。また親と子の対話に何も言及されていないのはなぜでしょうか。

「家庭力の低下」については前記のとおりで、「親自身のあり方」の効果を期待しています。但し、それらの具体的な内容については条文としてはいかなるものかと考え、「親と子の対話」については記載をしていません。

**項目4** いじめのない環境は作れないと私は考えます。

いじめが重大化しないようにみんなが心配りすることがいじめ防止になると考えています。保護者や学校職員の責任をなじるのではなく行政も地域住民も出来る支援をしようという趣旨には賛同します。いじめは学校で起きるばかりではありません。子どもだけの世界で起きていることでもありません。特に今は子どもの健全な生活を守りきれない社会です。企業が子どもをターゲットに平気で利益追求する世の中です。犯罪も生活や遊びの環境に侵入してきています。いじめ防止条例独自ではいじめはなくせないと思います。

項目2の3で述べたような実際の事例の教訓から先生たちが学ぶべきものは多いと思います。今はマニュアル流行りですが、技術よりむしろ自身の優しい心と勇気を育むことが一番ではないかと思っています。教員の先輩後輩の信頼関係や仲間意識、相互援助が教員自身の経験値となって子どもたちの優しい人間関係を築く力になると信じます。かつて、私の新任時代、先輩の先生方にそのように育てられたと感謝しています

蛇足ながら、教員にまで評価ランク付けをしなくては気の済まない制度の下でいじめ根絶など到底不可能であると感じています。子どもも大人もさまざまなカタチがあつてよい。そのことによって特に学校では支えてくれる存在が得られるのではないのでしょうか。

ご意見としてお聞きさせていただきます。又、教員評価制度については町教委としての意見は控えさせていただきます。



## 受付№9 回答の要否(要・否)

### 項目1 「条例」全般について

- 1、高森町子どもいじめ防止条例（案）はどこが作成したのか明記すべし。又この委員会は町長又は教育委員会が諮問して発足したものか。

条例案につきましては、次世代育成支援推進協議会において検討されたものです。この協議会は0歳から18歳までの子ども達の育成支援に向けて町の行動計画を策定し、毎年この計画が実情にあったものか見直しをしています。ちなみに、平成25年度においては、平成26年度からの5ヶ年計画を策定する年になっています。

町では、いじめの実態調査や、現在の社会的状況等を勘察し、この協議会に対して、条例制定に向けての投げかけをしました。ご協議いただいた結果、協議会においても条例制定により町民への啓発活動は有意義とご判断いただいたため、条例案作成に向けてご検討をいただき、その結果このような条例案に決まりました。

又、この委員会は町に設置が義務付けられているもので、所管は教育委員会が行っています。

- 2、小中学校で作られている「いじめ対応マニュアル」と「高森町子どもいじめ防止条例」の違いは？「マニュアル」と「条例」のそれぞれ持つ意味合いは？

「マニュアル」については、あくまでもいじめが発生した場合にどのように対応するのかを記載しているのに対し、「条例」では未然防止の取組みから、学校以外の家庭や町の役割、地域社会への協力を依頼しています。

- 3、条例内に出てくる「町」とは、「高森町教育委員会」なのか？第2条に町の定義がない。

「町とは執行機関である町長及び教育委員会をいいます。又、この条例に関する事務は、教育委員会が所管します。」

第2条内に標記のとおり定義として記載します。

- 4、町民は「小原が丘憲法」を知っているのか？小学校にもこれに似たものがあるのか？

町民の皆さんには平成25年1月の広報においてお知らせしています。又、中学校の保護者に該当されたみなさんには学校だより等でお知らせさせていただいております。

小学校には、このようなものは存在していません。

## 項目2 第2条について

- 1、第1号における、子どもが一定関係にある者から・・・とは誰なのか？  
「いじめ」と「体罰」をどうとらえているのか？

解説にも記載のとおり、いじめの定義は文部科学省が定めています。その記載の中に一定関係にある者と出てきており、それを引用しています。一定関係にある者とは、同一学校の児童生徒や、同じスポーツクラブや塾に通っている児童生徒等を指すものと理解しています。そこには、当然教師と児童生徒の関係も含まれるものと考えます。

一方、教職員がスポーツ指導上や生徒指導上等も含む中で、児童生徒に暴力行為や、正座をさせる等の行為を体罰としています。

- 2、第2号・3号・4号において、「町内」に限っている理由は？又、第2号解説には「未就学児・高校生」が出てくるが？

いじめ対策や対応については、子どもや保護者の一番身近な存在となるべき学校が主体的に取組み、町や地域が協力し支援すべきと考えます。その窓口や実行組織が学校である以上、町内という言い方をすべきと考えました。さらに、この条例は高森町での条例であるため、町内となります。

但し、未就学児や高校生についても、教育相談室や子育て支援センター等に相談等があれば当然町として、当該学校等にも連絡を取りながら対応していくつもりです。

## 項目3 第3条について

- 1、加害者であれ、被害者であれ主体は子ども。その主体の子どものことが、第2項だけにしかでてこない。これでよいのか？

いじめ防止の本質については、子どもを教育する立場の人間が子ども達をどのように見守り、指導すべきか・・・ということだと考えます。故に、この条例案では、主に大人が主体の条例案となっています。現在検討中の、子どもの権利に関する条例については、子ども自身の事や子どもの育ちに関する事等について検討しています。ご理解をお願いいたします。

## 項目4 第4条について

- 1、町が考えている、未然防止や解決を図るために必要な施策を講じます。とあるが、今のところ「いじめ防止専門委員会」の設置のようだが、今後まだ考えられるのか？

「いじめ防止専門委員会」は深刻ないじめが発生した場合の手段です。未然防止として

考えているのは、町民に対する啓発活動や児童生徒への人権教育、自己肯定感を育む子育て支援等を継続して行っていきます。

項目 5 第 5 条について

- 1、なぜ第 6 条「保護者の役割」同様、「学校は子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教えます」が入っていないのか？

重要なことなので、入れる方向で検討します。

項目 6 第 7 条について

- 1、なぜ地域社会は「役割」ではなく「協力」なのか？

地域へは協力体制を求めることとして「協力」にしています。この条例では、町・学校・保護者に対しても「責務」という義務付けではなく、本来すべき「役割」との表現をさせていただきます。

項目 7 第 8 条について

- 1、相談体制とは「いじめ防止専門委員会」のことか？

前記のとおり、「いじめ防止専門委員会」は深刻ないじめに対し、学校からの依頼に基づき町が開催するものです。

町では、教育相談室や子育て支援センターでのいじめ相談窓口や、県の「24 時間いじめ相談ダイヤル」を周知して行きます。

- 2、学校での「安心して」相談できる環境とは何か？

保健室に「いじめ相談窓口」を設置し、児童生徒の秘密が守られながら相談できるような環境づくりを行います。

項目 8 第 9 条について

- 1、「いじめ」と「深刻ないじめ」のちがいは？又「いじめは絶対に許さない」との整合性は？

「深刻ないじめ」とは学校で解決できない、悪質・陰湿・継続的ないじめを指します。

例えば、加害者若しくは被害者に家庭内や発達的に問題等があり、そういった関係で支援の必要性がある場合や、加害者に著しく刑事的責任が生じているような場合を想定しています。校内で対応が可能で解決できるいじめ等については「いじめ」としています。

## 受付№10 回答の要否(要・否)

### 項目1

こども条例（案）を読みました。

以前転校してきた時にいじめにあい大変傷つけられました。3日間食事も動くこともなく生きる気持ちを失っていました。自殺しないかと目が離せない状態でした。幸い、理解ある保健の先生等に会い再び学校へ行けるようになり、良かったです。当時の担任、主な子ども達には辛い思いを子どもも私達もさせられ、忘れません。そんな思いを他の子どもやお家の方がしないように、条例を作って安心しないようにしていただきたいです。

子どもからは「いじめをした人を中学卒業するまで長い期間見守ってほしい」と言っています。いじめを繰り返さないように、目配り・気配りをしてほしいことだそうです。

私達からは、いじめを受けた子ども・家庭を孤立させず、温かい気持ちで根気よく付き合ってください。

もし、次に条例ができるなら、それは「仲良し」になる温かい条例がいいです。

高森町に転校してきたことで、いじめられ被害に合われましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

この条例の前文で「発達途上にある多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれでも起こり得るという共通認識にたち・・・」としているとおり、冷やかしかからかい、悪口や仲間外しといった行為は子どもたちの成長過程ではある意味やむを得ない事でもあるかと思われまます。

そのような事態に対していかに早期発見、早期対応が出来るかが重要と考えています。又、こういった経験から、当該児童生徒も自らいじめに対する認識を新たにし、以後そのようなことを絶対に起こさないという気になれるような人権学習や教育を行わなければいけないと考えています。

現在、高森の小中学校では、こうした人権学習を児童会・生徒会と共に考え、安心して通うことができる学校づくりを真剣に進めていますのでご理解をお願いいたします。

更に、いじめを受けた子どもや家庭を町や地域、学校が孤立させるというようなことは断じて無いと確信していますので、もしもそういった事でお悩みであるなら、個別にご相談させていただきたいと思えます。

この条例制定の先には、「子どもの権利に対する条例」の制定を視野に入れていきます。子どもたちが、この地域で学び豊かな人格を形成し、社会の一員として立派に育っていくような条例にできればと考えています。

今後とも、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 受付№11 回答の要否(要・否)

### 項目1 いじめ条例制定への提案

#### 君を守り隊の決成

- スローガン いじめをしない させない 許さない そして君を守り隊
- 生徒はいじめをしないと宣言をして入隊する（生徒の意識は高くなる）
- 大多数の生徒が入隊すれば、威力は絶大である
- 生徒の自主性で、決成をして、先生・教育委員会関係者がバックアップする
- 休み時間・昼休み・放課後等に腕章をつけた生徒が構内を見廻る  
いじめの正規な通報ルートが確保されて、被害者は堂々と通報できる

#### 六か条のご誓文

- 1、大きいものが、小さいものをいじめてはいけない
- 2、大勢で一人をいじめてはいけない
- 3、武器を手にしてはいけない
- 4、相手が泣いたり、誤ったりしたら、すぐに止めなければ行けない
- 5、いじめをみたら、身を挺して助けなければいけない
- 6、だれも見ていなくても、御天とう様が見ている

(理由はない 卑怯だから 「武士道の精神より」)

君を守り隊等につきましては、学校に参考までお知らせし、結成等については生徒の自主性に任せたいと思います。

## 受付№12 回答の要否(要・否)

項目1 条例の可否を判断できる情報が不足

高森町の子どもの健やかな成長のために日頃のご尽力に敬意を表します。

下記質問内容を町民に公開し、町民説明会を開催した上で、必要なら議会に上程して下さい。

1、町内のいじめの状況を知ることができないので、条例制定の必要性が判断できません。詳細な情報を議会に諮る前に公開して下さい。

平成24年度はいじめの状況については、平成25年1月号の広報において公開しています。南小12件、中学12件の合計24件のいじめが確認されており、11月末現在において19件のいじめについては解決をしています。

今後も、いじめの件数等につきましては、広報等において公開していきます。

2、条例案に出てくる「小原が丘憲法」の内容及び制定過程を知る術がありません。内容・過程と制定の原因を公開して下さい。

上記同様小原が丘憲法についても、平成25年1月号の広報において公開しています。

平成20年度の生徒会において制定されたもので、いじめは、被害者がいじめられたと思えばいじめとなる事等を人権学習の中で学び、「うざい・きもい」といった言葉が流行りはじめた事に対し、言われた側の気持ち等を考える中で生徒会が自主的に作成したものです。

現在もその意志を継ぎ、毎年中学校生徒会では「人権月間」を設けるなどして、いじめのなくなる学校づくりに取り組んでいます。

町民への説明が不足している点につきましては、他からもご意見をいただいたため、3月議会への上程は見送らせていただきました。

今後、一番関係の深い学校保護者や教職員、中学生等を中心にご意見をうかがう機会を設け、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

## 受付№13 回答の要否(要・否)

### 項目1 (目的) 第1条について

「…基本理念及び役割…」の「役割」は誰の役割かが分かりません。解説を読むと分かるのですが、誰が役割を担うのかという認識に関わる重要なことなので、条例の文面にも表記が必要だと思います。

目的はこの条例が何を目的に作られているか…を表記していることになりますので、「役割」については、第4条(町の役割)、第5条(学校の役割)、第6条(保護者の役割)、第7条(地域の協力)の部分を指します。

この部分につきましては、条例を作成するうえで一般的な方法になりますので、ご理解をお願いいたします。

### 項目2 (学校の役割) 第5条2項について

「速やかに町に報告し、」が、まず始めに書かれていますが、「解決にあたる」事がまず書かれる方がよいと思います。例えば、「学校は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し解決にあたります。その際、町への報告、町及び保護者と連携を密にすることが…。」

ご意見を参考にさせていただきます。

### 項目3 (学校の役割) 第5条3項について

「保護者や地域社会」に対して情報を提供することは重要だと考えます。しかし、一つ一つの事実によって、「保護者及び地域社会」の範囲が異なると思います。条例として明文化するのであれば、そのこと(異なるということ)を表記しておきたいと思います。

「必要に応じて」等の表現を加えるように検討します。

### 項目4 (地域社会の協力)の「協力」の文言について

地域社会に起きたいじめは地域社会が積極的に解決していくこと、と思うと、地域社会も、「協力」ではなくて「役割」だと思います。

そう考えると、第7条の1項、2項も文言が変わると思います。

この条例では、各々のすべき事項について理解をしてもらいやすいような表現をしていま



す。例えば、学校や保護者に対しても「責務」ではなく「役割」としています。

地域に対しては、地域が自発的にいじめに対して考えていただけることと、いじめが発生した場合にきちんと町や学校に伝えていただくことで、「協力」という表現にさせていただいています。

いじめの内容にもよりますが、通報による対応は学校を中心に町が支援していくべきと考えています。

#### 項目 5 (保護者の役割)について

上記 4 地域社会の箇所と同様にいじめは学校以外でも起きるという視点に立ったとき、この第 6 条 2 項、3 項の文言が変わると思います。

この条例の対象は、義務教育課程にある小中学生としています。基本的には、いじめはどこで起きたとしても、その関係が学校内の人間関係と重なることが主になると考えられる以上、対応窓口は学校でなければならないと考えます。

他市町村のいじめ防止条例との違いは、町が学校現場に関与し窓口を町がするのではなく、従来どおり保護者や子どもたちに一番近い学校が相談対応窓口であるべきとしていることです。以上の事により学校以外の場所で発生したとしても、学校と相互に連携する必要があると判断しました。

#### 項目 6 本条例の制定にあたっての意見

以上 1～5 は、私の拙い意見ではありますが、回答をいただくというより、一緒に考えあいたいというのが本当のところだと思います。この条例は、存在することも大事ですが皆で創りあげる事が大事。関係するそれぞれの者や町民が、それぞれの持ち場で考えあい深まりあって創りあげていく過程そのものがとりもなおさず「いじめが起きない地域づくり」につながるのだと思いますので。

ご意見については真摯に受け止め、いじめに関係の深い保護者や教職員の皆様、中学生の生徒の皆さんを中心に意見交換会を開催してまいりたいと考えています。

よろしく願いいたします。